

飼育動物診療施設の開設届（往診診療者等）

年 月 日

鳥取家畜保健衛生所長 様

住 所
氏 名

印

飼育動物診療施設を開設しましたので、獣医療法第3条の規定により下記のとおり届出します。

記

- 1 開設者の氏名及び住所並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 開設の年月日
年 月 日
- 5 管理する診療用機器等の概要
 - (1) 覚せい剤取締法第2条第5項に規定する覚せい剤原料
 - (2) 麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬及び同条第6号に規定する向精神薬
 - (3) エックス線装置
- 6 診療の用に供するエックス線の発生装置の概要
- 7 管理者の氏名及び住所（開設者が獣医師であって診療用機器等を管理しているときはその旨）
- 8 診療の業務を行う獣医師の氏名
- 9 診療の業務の種類
- 10 開設者が法人である場合にあっては、定款
- 11 その他
 - 別紙1 診療用エックス線発生装置の概要
 - 別紙2 放射線の量の測定結果（規則第18条）
 - 別紙3 獣医師免許証の写し